

労 審 発 第 1749 号
令 和 8 年 2 月 26 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

労働政策審議会

会長 岩村 正彦



令和8年1月30日付け厚生労働省発職 0130 第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和8年2月26日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和8年1月30日付け厚生労働省発職 0130 第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和8年1月30日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 中窪 裕也

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和8年1月30日付け厚生労働省発職 0130 第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。